日報私学



日本私立学校振興,共済事業団広報









新潟中央幼稚園は、昨年、創立60周年を迎えました。本園は、新潟市の中心部に位置しておりますが、日本海はすぐ近くです。広い砂丘のある海岸で波と遊びます。また、新潟地方は昔から「お盆」の行事が盛んです。幼稚園では園庭に屋台を組んで、子どもたちも先生たちも浴衣姿で「盆踊り」を楽しみます。 写真提供:学校法人 光暁学園 新潟中央幼稚園(新潟県新潟市)

CONTENTS

● 平成25年度 学術研究振興資金贈呈式····································
●平成26年度 学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる研究計画の公募
●受配者指定寄付金のご案内―制度の特徴と事務の流れ―
●接骨院・整骨院の施術を受けるとき/保健事業に関するアンケート調査の集計結果/
無効の加入者証回収と返納のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
●職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには
●共済業務の相談窓□
●平成25年度 特定健康診査等の確実な実施に向けて
● 被扶養者認定申請―ポイントと事例①―12
• INFORMATION14
● 宿泊施設のご案内 / 融資事業のご案内····································

平成二十五年度 学術研究振 興資金贈呈式

学術研究振興資金六六件、若手研究者奨励金二九件に交付

平成二十五年度学術研究振興資金贈呈 中から二三名、計六八名の研究者の 手研究者奨励金」に選ばれた二九名の 物学系、医学系」一七名、さらに「若 術研究振興資金」に選ばれた研究代表 式を、文京区湯島の「東京ガーデンパ 者七一名の中から「人文・社会科学系」 レス」において、開催しました。 名の来賓、関係者をお招きし、また「学 一三名、「理工系、農学系」一五名、「生 文部科学省や経済団体などから二五 風薫る五月晴れの五月十七日 (金)、

事長が、滝澤正氏(学校法人上智学院 ら来賓各位への感謝を述べ、今回で三 上智大学学長)、清水司氏(基金世話 人会顧問、学校法人渡辺学園理事長 贈呈式では、河田悌一私学事業団理 方々にご出席いただきました。

学術研究振興資金贈呈式の会場風景

ました (下表参照)。 の研究に対して交付される旨を説明し 三〇万円の資金が、採択された九五件 金の運用益から、本年度は一億二、九 礼を申し上げました。そして、この基 工業倶楽部などからの寄付に対する御 三億九、七三八万円を保有)への日本 資である学術研究振興基金 十八回目となる学術研究振興資金の原 (現在、

立ててほしいと激励しました。 ことを受けとめ、研究成果を社会に役 こもった寄付金により成り立っている 必要な資格であることを説きました。 研究者としてまた学生を導く師として い教養によって人格を形成することは、 は深い知識を身につけること、②幅広 経験談を交え、①専門の研究について れた研究者に対しては、自身の留学の さらに、当資金は人々の熱い思いの 本年度の学術研究振興資金を授与さ

等教育局私学部長の小松親次郎氏か ら、以下のようにご祝辞をいただきま 次に、来賓を代表して文部科学省高

り、その使命は大学が担っている。 をもって未来を拓いていく必要があ 社会状況は、多様な専門的アプローチ 「東日本大震災以後、現下の困難

究活動を展開する私立大学等の役割 学の精神に基づき、個性豊かな教育研 ン、地域再生など、昨今関心を呼んで くしてあたりたいと思っている。 ための公的な支援について、 の高等教育の約八割を担い、独自の建 もちろん国公立も大事であるが、日本 要望は、これまで以上に高まっている。 いる大学の果たす機能に対する期待や 特にグローバル化やイノベーショ 非常に重要な位置づけにある。

高く評価しているところである。 支援を代表する制度として、私どもも の学術研究振興資金は、民間からのご 常に重要性を増している。とりわけこ このため、行政としても私学振興の また、昨今は民間からのご支援が非 全力を尽

受賞を契機に、この研究資金を有効に 活用し、さらなる研究成果を目指すと 研究者の皆様におかれては、 本日の

祈る。」 学術研究の進展に貢献していくことを 基金の一層の発展と私立大学における 活躍することを心から期待して、この ともに、ますますの後進の指導を含め、

授の寺田勝英氏から、かつて当該資金 ただきました。 受ける私学の研究者、特に若手研究者 を受領した経験者として、 委員を務めている、東邦大学薬学部教 に対して、次のようなアドバイスをい さらに、学術研究振興資金審査専門 今回交付を

「私が本資金を受領したのは、薬学

増して、研究に対するモチベーション 択されたことに大いに励まされたこと 部が四年制から六年制へ移行する時期 た。そのような中で、自身の研究が採 の維持がなかなか難しい時期であっ である。当時は、教員に対する負担が

学術研究振興資金 分野別交付状況 (単位:千円)							
年 度	25	5年度		151年度 の累計			
分野	件数	交付額	件数	交付額			
医 学	21	49,400	773	2,766,180			
環境科学	3	8,700	73	214,240			
理 学	7	22,900	250	873,310			
工 学	5	5,000	427	1,618,260			
農 学	7	11,100	111	278,300			
文 学	12	7,100	559	706,160			
法 学	0	0	64	104,320			
経 済 学	6	6,000	186	234,380			
家 政 学	1	2,500	92	210,760			
体 育 学	0	0	13	26,800			
教 育 学	4	2,100	170	183,070			
小 計	66	114,800	2,718	7,215,780			
若手研究者 奨 励 金	29	14,500	144	63,200			
合 計	95	129,300	2,862	7,278,980			

注:「若手研究者奨励金」は平成20年度からの交付であ る。

を記憶している。

ら述べると、 高い評価に結びつくと思われる。 する要請を意識して書かれている事も 産業基盤技術への発展性など社会に対 世界的な状況がわかりやすく説明され 発展性が具体的に書かれ、 究業績ばかりでなく、研究の有用性や 応募書類を審査する選考委員の立場か である。研究資金獲得の参考として、 研究業績が重要であることはもちろん ている。また、研究課題の社会的意義、 研究が世間に認知されるためには、 評価の高い申請書は、 当該研究の

の有用な使用を心がけ、 賞者の皆様にあっては、 ついては、事務局と密接に連携をとっ が定められていることと思う。これに の所属機関において不正防止のルール 滑な研究を進めるためにも、それぞれ に応える、 て研究を進めることが肝要である。受 ことを期待する。」 研究費の使い方になどついては、円 多くの研究成果が出される 当該研究資金 社会のニーズ

報告がありました。 の選考経過」について、 術研究振興資金及び若手研究者奨励金 名誉教授)から、「平成二十五年度学 会委員長の片山倫子氏(東京家政大学 いで、学術研究振興資金選考委員 以下のような

学術研究振興資金

「二十四年十月までに応募があった

医学系」 医学系」二一件の計六六件の研究が採 の結果、「人文・社会科学系」二二件、 興資金選考委員会で審議を行った。こ する、という考えのもと、学術研究振 題を採択して学術研究の活性化を支援 にのっとり、可能な限り多くの研究課 査を実施した。さらに、本資金の趣旨 名の選考委員が、①研究目的、 学系」「理工系、 出された研究計画を、「人文・社会科 いずれも優れた研究課題であった。 とも学内選考を経たうえで申請された あった。この資金に応募できるのは、 期大学一○校、高等専門学校一校) のは、計一九二校(大学一八一校、 「理工系、農学系」二三件、「生物学系¹ 一学校につき一件であるため、 ⑤研究費の妥当性について書類審 ③研究の独創性、 の三分野に区分し、各分野六 農学系」「生物学系、 ④研究遂行能 ② 研究

若手研究者奨励金

行った。この結果、 研究計画・方法の妥当性、 とで、①研究目的・内容の着眼点、 嘱望される若手研究者の研究というこ 専門委員が書類審査を行った。将来を 学術研究振興資金とは別に五名の審査 本年度分は七七校から応募があった。 「二十四年度と二十五年度は、 、医学系」の研究を対象としたが、 ④研究の発展性について審査を 最終的に学術研究 ③研究の独 「生物

> 代表者に、資金贈呈書を授与しました。 択後一件の交付辞退があった。」 を経て、三〇件の研究が採択され、 振興資金選考委員会の合議による審議 以上の報告の後、 河田理事長が研究 採

きな進歩に繋がると自負している。 実現すると将来の科学技術において大

平成25年度 学術研究振興資金贈呈式

日本私立学校振興,共済事業団

河田理事長から贈呈書を授与される 竹岡上智大学准教授

災からの復興、 くの課題に直面している。私学にお 致する学術研究が求められている。 が進められており、 の竹岡裕子氏が、「現在日本では、 最後に、 研究者を代表して、上智大学准教授 時代の要請に応えるための改革 資金を贈呈された計九五件 教育・経済の再生など多 社会のニーズに合

幅広い分野で知見を共有したい。 専攻分野はもとより、受賞者の皆様と とっても、たいへん興味深く、 をしながら日々研究に取り組む私に 供にかかわる研究については、 幼児教育や子育て支援の研究など、子 幅広い内容が採択されている。中でも 今回の交付対象となる研究課題は、 自身の

> に実用化に結びつくものではないが、 研究対象にしている。この研究はすぐ 異なる物質を複合化させた複合物質を 有機物質と無機物質という本来性質が また、私が今回採択された研究は、

とは異なり、 謝辞を述べられました。 報告し、お礼の言葉としたい。」と、 の皆様など、関係各位に深く感謝を申 ただいた経済団体や民間企業、 ながる研究を着実に進めていく必要が 将来の発展に寄与できる、 しあげる。私どもの固い決意をここに 我々大学に所属する研究者は、 学術研究振興基金へご寄付をい 利益にこだわることなく 次世代につ 篤志家

氏の示唆に富んだスピーチで始まり 参加者全員で約一時間、 いました。 その後、会場を隣室に移し、 懇談の会を行

助成業務▼学術研究振興資金▼ 研究振興資金 業団ホームページに掲載しています。 ※なお、 究者奨励金) または、「学術研究振興資金 交付された研究課題は、 交付研究課題一覧_ 交付研究課題一 (若手研 |学術 覧」、

問い合わせ先 助成部 寄付金課 (私学振興事業本部

☎○三(三三○)七三一六・七三一 Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成三十六年度

学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる

研究計画の公募

けて、その運用益を「学術研究振興資 金」及び「若手研究者奨励金」として、 に交付しています。 立大学等」といいます)の優れた研究 大学·短期大学·高等専門学校(以下「私 私学事業団では、広く一般から寄付 「学術研究振興基金」を設

変更点と概要は、次のとおりです。 平成二十六年度の公募にかかる主な

公募にかかる主な変更点

- び「自然科学の研究」)対象 (「人文・社会科学の研究」及 分野を今般の公募から全分野 「若手研究者奨励金」の研究
- 「若手研究者奨励金」におけ 対象とします。 わらず採択されていない者を 金について新規・継続にかか 般の公募から科学研究費補助 る対象等の要件において、今

学術研究振興資金

1 対象研究

①私立大学等(研究所の研究を含みま (1)及び(2)のいずれかに含まれます)。 次の①②の両方を満たす研究です(複 社会科学の研究、②自然科学の研究で、 合領域に属する研究については、前述 交付対象となる研究分野は、(1)人文 可)がいること。 私立大学等(他法人設置でも可)に 立大学等の専任教職員であること。 こと。ただし、研究代表者は当該私 二人以上で共同して行う研究である す)に所属する研究者(教職員)が 所属する研究者(非常勤教職員でも また、研究代表者以外にもう一名、

②二十六年四月一日現在で、 の研究実績があること。 一年以上

2 研究期間

三十一日までの研究が対象です。 二十六年四月一日から二十七年三月

3 資金交付総額

総額一億円を予定しています。

4 継続交付 必要です。

5 応募

学(校)長連名の「推薦書」が必要です。 学校法人を通して応募してください。 続」を問わず一件の応募となります。 私立大学等一校について、「新規」「継 応募の際は、学校法人の理事長及び

研究計画書の提出期限

対象分野

れます)。 ては、前述(1)及び(2)のいずれかに含ま 究です(複合領域に属する研究につい 文・社会科学の研究、2)自然科学の研

2 対象者等

月一日現在三十九歳以下で、二十五年 私立大学等に所属する、二十六年四 担額は、資金交付希望額と同額以上が 万円が上限です。また、**学校法人の負** は七五○万円、その他の研究は四○○ 二分の一以内とし、自然科学系の研究 金交付希望額+学校法人の負担額)の 交付額は、研究にかかる対象経費(資

います。 とができますが、選考は毎年改めて行 て三年間応募し、 当該研究の進捗状況に応じて継続し 資金交付を受けるこ

二十五年十月二十五日(金)

若手研究者奨励金

交付対象となる研究分野は、(1)人

十月一日現在、助教又はポスト・ドク

ターである者が一人で行う研究です。 術振興会特別研究員ではない者です。 学研究費補助金に、新規・継続にかか わらず採択されていない者及び日本学 ただし、二十五年十月一日現在、科

研究期間

三十一日までの研究が対象です。 二十六年四月一日から二十七年三月

奨励金額

す。一人当たりの交付額は、11人文・ 社会科学の研究は一律三〇万円、②自 す (学校法人負担額は不要です)。 然科学の研究は一律五〇万円の予定で 総額二、〇〇〇万円を予定していま

個人ではなく、学校法人を通して応募 してください。 一学校一名の応募とします。研究者

書」が必要です。 専門学校にあっては学科長)の 等の学長又は学部長(短期大学・高等 なお、応募の際には、所属私立大学

二十五年十月七日 研究計画書の提出期限 月

共通事項

選考結果及び交付時期

該学校法人に通知します。 選考結果は、二十六年三月上旬に当

下旬を予定しています。 また、資金の交付は、二十六年五月 大 学

(高等専門学校含む)

人文・社会科学系

理工系、農学系

生物学系、医学系

学術研究振興資金 合計

若手研究者奨励金※2

新規

学校種別

研究区分別※1

継 ·継続別

(参考) 学術研究振興資金及び若手研究者奨励金 採択状況

											. ; -	- in	
					応募	件数	採択	件数	採拮	率	いた	八月	研
X			分		25年度		25年度		i .		L	产	研究計
					件	件	件	件	%	%	ま	旬	計
新				規	141	130	36	43	25.5%	33.1%	ます。	に、	画の
												該	公
継	続	2	年	目	37	27	19	20	51.4%	74.1%		該当する法	公募通知
継	続	3	年	目	14	12	11	8	78.6%	66.7%		る法し	_
												人	は、
大				学	181	155	63	69	34.8%	44.5%		あてに	二十
短	期		大	学								郵	Ŧī.

3

22

23

21

66

30

複合領域に属する研究については、3部門のいずれかに含まれている。 ※2:平成25年度若手研究者奨励金の対象研究分野は、自然科学の研究 分野のうち生物学系、医学系及び生物学系・医学系の複合分野で あった。

11

59

66

67

192

77

14

66

42

169

79

送 年

14.3%

42.4%

45.2%

39.3%

42.0%

27.3%

31.3%

34.4%

28 37.3%

19 34.8%

71

30 39.0% *

と「若手研究者奨励金」で異 出期限が「学術研究振興資金」 応募にかかる研究計画書の提 ンロードしてご使用ください。 は必ず当該年度の様式をダウ を大幅に変更しました。様式 手研究者奨励金」の公募様式 「学術研究振興資金」と「若 究振興資金(若手研究者奨励金) 式等」および「平成二十六年度学術研 成二十六年度学術研究振興資金公募様 [▼助成業務▼学術研究振興資金▼「平 ドしてご使用ください。 ご覧のうえ、公募様式等をダウンロー 助成部 寄付金課 詳細は、私学事業団ホームページを

問い合わせ先(私学振興事業本部)

Eメール ☎○三(三三○)七三一六・七三一九 kifukin@shigaku.go.jp

税制上の優遇措置

法人等に対する寄付にかかる各種税制 者である企業等は法人税法上で全額を ご覧ください。 上の優遇措置については、 損金に算入することができます。学校 受配者指定寄付金を利用すると、寄付 本事業団を通じて寄付金を受け取る 次頁の表を

受配者指定寄付金の対象事業

I

が行う、教育もしくは研究に必要な費 専門課程を設置するものに限ります) の高等課程又は一、七〇〇時間以上の 設学校法人が設置する学校及び専修学 受配者指定寄付金の対象事業は、 (授業時間数が二、○○○時間以上 既

受配者指定寄付金のご案内

ご注意ください

-制度の特徴と事務の流れ

ります。 企業等から寄付金を受け入れやすくな 受けることができるため、学校法人は 用すると寄付者は税制上の優遇措置を していただく制度です。この制度を利 法人に対して、本事業団を通じて寄付 与するために、 とは、私立学校の教育研究の発展に寄 私学事業団が行う受配者指定寄付金 寄付者が指定した学校

③教育研究基金 (注) ②寄附講座等基金

(注) 基金には、一定の期間に計画的 ⑤①及び④に要した借入金の返済費 に事業の経費に使用することが

既設学校法人が新たに学校等 型基金」)を含みます。 できる基金(いわゆる「取崩し 学科等)を設置するための事業 学

②初年度経常経費 ①敷地、校舎その他附属設備の取得

新たに学校等を設置するための資金

省が直接審査(個別指定)を行うため、 として寄付金を募集する際に受配者指 校等を設置するための寄付金は、財務 なります。 集のための寄附行為変更認可が必要と 定寄付金を利用する場合は、寄付金墓 なお、学校法人を新たに設立し、 学

用又は基金に充てるために実施する次 の事業です。

が実施する事業

既設学校法人の設置する既設学校

①教育研究に要する経常的経費

(注

④敷地、校舎その他附属設備の取得

本事業団では取り扱っていません。

III受配者指定寄付金の取扱用件

満たす必要があります。 を受けるためには、次の要件をすべて 金として学校法人が本事業団から配付 寄付者からの寄付を受配者指定寄付 広く一般に募集され、 次のいずれ

①寄付者が寄付により特別な利益を ら問題がないこと の要件をも満たし、公益性の観点か ません 別の利益を受けるものには該当し 受けていないこと(寄付者名を付 した施設・設備、 寄附講座等は特

③寄付者の子弟等の入学に関するも ②寄付者が税制上の不当な軽減を企 図したものではないこと のではないこと

のに充てられることが確実であるこ 与するための支出で緊急を要するも 教育の振興その他公益の増進に寄

3

本事業団の指定銀行口座への振り

者からの寄付金でないこと 寄付金でないこと すでに終了している事業に充てる 税制上の優遇措置を必要としない

方法があります。

寄付金の受け入れに必要な書類の

業」に掲げる事業のための寄付金で ○○○円以上であること 原則として、一口の寄付金額が二、 受配者指定寄付金の対象事

あること(収益事業などに充てるこ

式指定)を本事業団あてに提出してく

申込書」をとりまとめ、

次の書類

校法人は寄付者から提出された「寄付

本事業団に寄付金を振り込む際、

V 受配者指定寄付金の事務の流れ

れは次のとおりです。 受配者指定寄付金にかかる事務の流 次頁の図と併せ

ご利用にあたって

てご覧ください

ます。 め記載された「振込依頼書」を送付し なる銀行名や口座番号などがあらかじ 業団から寄付金の振り込みの際必要と 配者指定寄付金連絡票」を本事業団あ てに提出してください。提出後、本事 本制度を初めて利用する場合は、「受

募金開始

依頼してください。 申込書」(様式1-1) 寄付を申し出た企業・法人等に「寄付 付金の募集を開始します。学校法人は、 受配者指定寄付金として取り扱う寄 の作成・提出を

り金とし、取りまとめて振り込む方法

学校法人が寄付者からの寄付金を預

と、寄付者が直接本事業団へ振り込む

学校法人等に対する寄付にかかる優遇措置一覧							
寄付者寄付の受け手		法人	個人				
	受配者指 定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 =寄付金額(総所得金額等の 40%が上限)-2千円				
学校法人(私	特定公益 増進法人 ※1	〔損金算入限度額〕 = (資本等の金額×0.375%+当該年度所得 ×6.25%)×1/2 ◎限度額を超える金額は、その他の法人等への 寄付として損金算入ができる	同上				
(私立学校)	一定の要件 を満たした 学 校 法 人 ※2		 〔所得控除額〕 =寄付金額(総所得金額等の40%が上限)-2千円 または 〔税控除額〕 = ⟨寄付金額-2千円⟩×40%(所得税額の25%が限度) 				
	立大学法人	寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 =寄付金額(総所得金額等の 40%が上限)-2千円				
7	の他の法人等	〔一般の損金算入限度額〕 =(資本等の金額×0.25%+当該年度所得 ×2.5%)×1/4	所得控除は認められない				

※1:「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。

※2:租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

6

とはできません)

- ①「寄付申込書」(様式1-1) ②「受配者指定寄付金に係る確認書」 (様式1-2)
- ※②は、寄付金額が一、○○○万円 を超える場合のみ提出
- ③「寄付金振込報告書」(様式1-3) 「寄付者名および寄付金額一覧 (様式1-4)
- ※③及び④は、学校法人が寄付金を 場合のみ提出 取りまとめて本事業団に振り込む

「寄付金受領書」の受け取り

ますので寄付者にお渡しください。 書」を発行し、学校法人あてに送付し 寄付者への領収書となる「寄付金受領 申込書」等の提出書類の確認を行い、 本事業団は、寄付金の入金や「寄付

寄付金の配付申請

V

寄付金システム

根拠資料を本事業団あてに提出してく 概要」(様式2-2)及び事業にかかる 付申請書」(様式2-1)、 が寄付金を必要とするときは、 事業への支払い等に応じ、学校法人 資金計画等を記載した「寄付金配 「寄付事業の 寄付事

内の「寄付金システム」では、

寄付金

受配者指定寄付金の事務の流れ

各様式はホームページからダウンロードできます

本事業団「学校法人ポータルサイト

寄付金の配付

決定額を本事業団から学校法人の口座 知書」を学校法人あてに送付し、配付 査を行い、寄付金の配付を決定します。 付申請書」等に基づき事業内容等の審 配付決定後は、「寄付金配付決定通 本事業団は、提出された「寄付金配

振り込みます。

は一か月程度かかります。 なお、配付申請から配付までの期間

8 実績報告書の提出

あてに提出してください。 及び事業にかかる根拠資料を本事業団 金に係る事業の報告書」(様式3-2) 業の実績報告書」(様式3-1)、「寄付 年度の決算終了後に「寄付金に係る事 学校法人は、寄付金の配付を受けた

います。 年度五月に依頼し、七月を期限として なお、 実績報告書の提出は配付の翌

寄付金確定通知書の送付

書」を学校法人あてに送付します。 寄付事業を確定し、「寄付金確定通知 本事業団は、実績報告を確認した後

子認証のみ〕)が必要となります。 稚園・特別支援学校・専修学校法人は は「法人番号―301~310」の子認証 〔幼 証明書(「法人番号」の親認証もしく のパソコンから確認することができま 書発送情報、配付申請情報を学校法人 の本事業団への入金情報、 なお、本システムの利用には、 ぜひご活用ください。 寄付金受領 電子

送

業団ホームページ〔助成業務▼受配者 受配者指定寄付金の詳細は、 私学事

> 金事務の手引」〕又は冊子 務の手引』をご覧ください。 『寄付金事

指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付

とができます の制度を利用して寄付を受けるこ おかれましても、復興のためにこ た私立学校を設置する学校法人に 東日本大震災によって被災され

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 寄付金課 Eメール kifukin@shigaku.go.jp ☎○三(三三○)七三一七·七三一八

票 連 絡 の 提 出 振込依頼書の送付 寄付申込書の作成依頼 学 私 寄付申込書の提出 送 金 (寄付者からの直接入金も可能です) 金 校 寄付申込書等の提出 法 寄付金受領書の送付 寄付金受領書の送付 業 配付申請書等の提出 団 決定通知書の送付及び送金 実績報告書の提出(次年度の作業)

確定通知書の送付(次年度の作業)

付

者

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

接骨院・整骨院の施術を受けるよび、接骨院・整骨院の施術を受けるとをは、全額自己負担い施術を受けたときは、全額自己負担い施術を受けたときは、全額自己負担になります。加入者証が使用できなご存知ですか。加入者証が使用できない場合を正しく理解したうえで、接骨院・整骨院の施術を受けるようにしましょう。

●加入者証が使えるとき

(肉離れなど) に限られます。 亜急性の外傷による打撲・捻挫・挫傷 を受けることができるのは、急性又は

えます。やむを得ない場合に限り加入者証が使やむを得ない場合に限り加入者証が使

ください。

加入者証が使えません。必要です。医師の同意がない場合は、必要です。医師の同意がない場合は、

加入者証が使えないとき

の適用になりません。
に柔道整復師の施術を受けた場合、原に柔道整復師の施術を受けた場合、原

④単なるマッサージ代わりの利用など③病気(神経痛・リウマチ等)からくる痛みやこりる痛みやこり

症状改善がみられない長期の施術

●加入者証を使って施術を受けたとき

費を請求することになります。師が加入者に代わって本事業団に療養師が加入者に代わって本事業団に療養

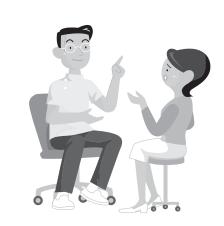
署名してしまうことのないようにしてで署名してください。**白紙の申請書に**には、次の①~④を確認のうえ、自筆「療養費の支給申請書」の「委任欄」

③負傷名・負傷原因は正しいか②受診回数はあっているかでいるか

●施術内容の照会について

④施術内容があっているか

療養費の適用にならないと思われる施接骨院・整骨院からの請求の中には、



となる加入者に渡してください。ります。照会文が届きましたら、対象や施術内容について照会することがあ切に支給するため、受診者に施術日数術が一部見受けられます。療養費を適

受け取られた加入者には、ご自身の 受け取られた加入者には、ご自身の

する必要はありません。施術を受けた接骨院や整骨院に確認

願いします。
正化のため、出来る限りのご協力をお正化のため、出来る限りのご協力をお

バー・インターナショナル株式会社)。なっています(平成二十五年度はガリ先は本事業団が業務委託した会社になお、同封している返信用封筒の宛

アンケート調査の集計結果保健事業に関する

―私学共済ホームページに掲載しました―

福祉部 保健課

今年三月に「より良い保健事業」を皆様に対して、実施したアンケートに皆様に対して、実施したアンケートに

ます。 生事業の見直しに活用させていただき 使事業の見直しに活用させていただき

返納のお願い無効の加入者証回収と

業務部 資格課

加入者被扶養者証は必ず返納してくだす)の資格喪失及び被扶養者の取り消す)の資格喪失及び被扶養者の取り消

- 書」を提出してください。 いときは、「加入者証等を紛失し、返納できな

交通事故等で受診するには職務上・通勤途上の傷病や

業務部 短期給付課

ない場合や使用するにあたり届け出が必要な場合があります。といいます)を使用してしまう事例が多く見受けられます。加入者証等が使用でき傷病の場合と同じように病院で加入者証や加入者被扶養者証(以下「加入者証等」職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で他人からケガをさせられた場合、通常の

加入者証等が使用できない場合

使用することができません。の治療を受ける際には、加入者証等を険(労災保険)の適用になり医療機関事故にあったときは労働者災害補償保事がにあったときは労働者災害補償保

をした場合も同様です。このような場をした場合も同様です。このような場合は医療機関の窓口で職務上又は通勤の窓口で職務上又は通勤が上てください。さらに、勤務先を受診してください。

ることができます。
はよる保険金支払いのどちらかを受けによる保険金支払いのどちらかを受けまた、通勤途上の自動車等の事故のまた、通勤途上の自動車等の事故の

てください。 詳しくは、労働基準監督署に相談し

●労災保険の給付とは

労災保険の適用になると、原則とし で治療に必要な費用の全額が給付され ます。労災保険に該当するにもかかわ らず誤って加入者証等を使用してしま うと自己負担が発生するため加入者等

利です。

利です。

和です。

和です。

和です。

和です。

してください。 労災保険に該当するかどうかわから

絡ください。
に診療費を返還するなどの手続きには、さかのぼって私学事業団きには、さかのぼって私学事業団

本事業団に届け出が必要な場合

課調整係まで連絡してください。要がありますので、速やかに短期給付できますが、届け出をしていただく必がで受診した際には加入者証等を使用がで受診した際には加入者証等を使用

交通事故等で他人からケガをさせられた場合の治療費は、本来加害者が負担するものであり、加入者証等を使用したことで本事業団が負担した費用については、本事業団が自担した費用に者の加入している自賠責保険など)に者の加入している自賠責保険など)に者の加入している自賠責保険など)に本事業団が加害者に対して損害賠償請本事業団が加害者に対して損害賠償請本事業団が加害者に対して損害賠償請本事業団が加害者に対して損害賠償請求します。

請求ができないと考えられる場合加入者側の過失が大きく相手に賠償

業団で判断します。 す。賠償請求できるかどうかは、本事このようなときにも届け出は必要で



●警察への届け出は「人身事故」扱いで

原の事故の届け出をしてください。 解険診療を受けるためには、必ず警

道路交通法による事故届には「人身事故」と「物件事故」がありますが、「物事故」として自賠責保険の適用になれ、原則として自賠責保険の適用になれ、原則として自賠責保険の適用にない。

●示談は慎重に

●このような事故も報告を

てください。 なることがありますので、必ず報告し 次の場合も第三者加害行為の扱いと

- 合も同様)の自損事故(家族が運転していた場の自損事故(家族が運転していた車加入者や被扶養者が同乗していた車
- 駐停車中の車に対する追突事故
- 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- スキー滑走中の衝突事故
- 他人の飼い犬に咬まれた等のケガ
- 喧嘩や暴行によるケガ

共済業務の相談窓口 ーご利用くださいー

広報相談センター 相談班

じめ共済業務に関する相談を受けてい 者・年金者の皆様から年金や医療をは

相談ください。 加入者証で記号番号を確認のうえ、ご 電話又は文書でも受け付けていますの 人者番号をお伺いすることがあります。 で、ぜひご利用ください。 相談は直接来所していただくほか、 お問い合わせの内容によっては、 加

氏名·生年月日·学校名·加入期間等 かることもあります から記録を確認しますので、時間がか なお、加入者番号が不明な場合は、

|相談体制

パレス(東京・京都を除きます)の共 広報相談センター相談室、 済業務課で受け付けています。 共済業務の相談は、共済事業本部の 各ガーデン

|相談受付日時

月曜日~金曜日 午前九時~午後五時十五分 (祝日及び年末・年始を除きます)

私学事業団では、事務担当者や加入

■文書による相談

してください。 い。日中の連絡先電話番号を必ず記入 容はできるだけ詳しく記入してくださ 正確な回答を行うためにも、相談内

一年金の試算

必要です。 氏名・生年月日等の確認が必要です。 が依頼する場合には、本人の委任状が ですので、代理人(事務担当者や家族) 金の試算(見込額)を受け付けています。 年金の試算に関する内容は個人情報 試算を依頼される際には加入者番号 五十歳以上の方を対象に退職共済年

込み〕に掲載しています。 等の照会》年金試算(見込額)の申し 任状」の書式見本は私学共済ホーム 「年金見込み額算出依頼書」及び「委 〔年金コーナー》年金加入記録

電話による相談

すので、比較的空いている午後にお問 い合わせくださるようご協力お願いし 休み明けや午前中は電話が混雑しま

一様式用紙等の請求

○様式用紙等の請求専用ファクシミリ を明記してください。 ③送付先住所④担当者名⑤電話番号 記載不可)及び①学校番号②学校名 要な用紙名と枚数(様式番号のみの を設置しています。請求の際には必

○様式用紙等は、私学共済ホームペー 号は下記参照)に送付してください。 フォームをダウンロードいただき、 出来ませんが、ファクス専用請求 なお、一部の用紙はダウンロードが らダウンロードすることもできます。 ジ〔様式用紙等のダウンロード〕か 様式用紙等請求専用ファクシミリ(番

※年金請求方法についてのお問い合わ せの際には、他の公的年金制度の加 入履歴等を確認のうえ、ご相談くだ

せて活用してください。 どうする?〕〔年金コーナー〕も併 私学共済ホームページ〔こんなとき

【共済業務の相談窓口一覧】						
	相談窓口	電話番号	様式用紙等の請求専用FAX番号			
	広報相談センター相談室	03(3813)5321(代表)	03 (3813) 1081			
	札幌ガーデンパレス	011(222)6234(直通)	011 (222) 6311			
共	仙台ガーデンパレス	022(299)6231(直通)	022(299)6296			
共済業務課	名古屋ガーデンパレス	052(957)1388(直通)	052 (957) 1387			
務	大阪ガーデンパレス	06(6393)9701(直通)	06 (6393) 9728			
課	広島ガーデンパレス	082(262)1134(直通)	082 (262) 1149			
	福岡ガーデンパレス	092(752)0651(直通)	092 (713) 3581			

平成二十五年度 特定健康診査等の確実な実施に向けて

学校法人等のご協力をお願いします

福祉部 保健課

導の実施については、六月下旬に学校 法人等へご案内をしています。 今年度の特定健康診査・特定保健指

等で行う定期健診結果を活用しますの の提出が、必要となります。 で、学校法人等からの健診結果データ 今年度もさらなるご協力をお願いし 加入者の特定健康診査は、学校法人

特定健康診査

健診結果データの作成・提出

ドブックの十頁に従い、作成・提出し 加入者の健診結果データについて 六月下旬に対象校へ送付したガイ

(1) 提出時の必須項目の確認

健診結果データを提出する際には、下 と保健指導の判定処理ができません。 ください。 表の必須項目に漏れがないようご確認 健診結果データに不備・不足がある

次のとおりです。 昨年度、特に不備が多かった項目は

	必須項目						
健診実施年月	健診実施年月日(※①)						
加入者番号・	氏名・生年月日・性別						
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲						
血圧	最高血圧・最低血圧						
血中脂質 HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪							
肝機能 GOT・GPT・γ-GTP							
血 糖 空腹時血糖値又はHbA1c(NGSP相当値)(※③)							
尿 検 査 尿糖・尿蛋白							
既往歴・自覚	既往歴・自覚症状・他覚症状						
質問票(※②)	「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪含みます)」それぞれを下げる薬の使用の有無						
(%(2))	喫煙の有無						

※①健診実施年月日

年度中(二十五年四月一日~二十六年 健診に限ります。健診実施日が二十五 定期健診結果は当該年度中に実施した 特定健康診査に替えることができる

> ください。 三月三十一日) であるものを提出して

※②質問票

煙の有無の回答が必須となります。 それぞれを下げる**薬の使用の有無・喫** 「コレステロール (中性脂肪含みます)」 に質問(問診)項目として「血圧」「血糖 特定健康診査では、健診結果のほか

めるようご協力ください。 前記薬の使用の有無・喫煙の有無を含 診機関へ委託する際には、問診項目に 学校法人等で行う定期健康診断を健

※③空腹時血糖値又はHbA1c GSP相当値 N

ず記入してください。 受けられます。血糖値の測定に際して はHbAlc(NGSP相当値)を必 認し、空腹時血糖の測定が難しい場合 の値で提出される学校法人等が多く見 を必須項目としていますが、随時血糖 特定健康診査では、空腹時血糖の値 定期健診を実施する健診機関に確

(2) チェック機能の活用 EXCeー®データ作成・

ます。ぜひご活用ください。 い健診結果データの作成・提出ができ 機能」を使用することにより不備のな る「Excelデータ作成・チェック 私学共済ホームページに掲載してい

> 「Excelデータ作成・ チェック機能」をご 活用ください



①私学共済ホームページ 導〕から「健診結果提出用Excel データ作成・チェック機能」をダウン ロードしてください。 コーナー》特定健康診査・特定保健指 〔事務担当者

③健診結果入力後 [メニュー] シートの 2 チェックを実行してください。 を押し、入力した健診結果デー 象者の健診結果を入力してください。 健診結果データチェック実行ボタン [健診結果・質問票項目] シートに対 · タの

④入力した健診結果データに不備がある 場合、エラー表示が出ます。[エラー ログ」シートからエラー内容を確認し ください。 の要領で、データチェックを実行して て、エラー箇所を修正した後、再度③

[メニュー]シートの提出データ等出 ⑤入力した健診結果に不備がなければ カボタンを押し、FD・CD-Rなど てください。 の磁気媒体に健診結果データを保存し

◎保存されたファイル名は変更せず、 のまま提出してください。

事例1 子供が生まれたので被扶養者として認定申請したい

子の認定申請をする場合、被扶養者とすべき子の人数にかかわらず、夫婦それぞれ の年間収入の多い方の被扶養者となります。

被扶養者認定申請書にある「扶養手当の有無」「扶養手当の月額」欄は必ず記入してください。子の認定は、学校法人等からの扶養手当の有無や、配偶者が被扶養者になっているかどうかによって添付書類が異なります。

- ※配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額で 比較します。
- ※夫婦双方の年間収入が同程度である場合、被扶養者の地位の安定を図るため、届け 出により主として生計を維持する人の被扶養者としています。

「同程度」の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の額の1割以内である場合」としています。



【添付書類】

	配偶者が被扶養者として 認定されている場合	学校法人等から扶養手当が 支給される場合	学校法人等から扶養手当が 支給されない場合
1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①子の戸籍抄本(又は謄本) ②子の住民票(加入者が世帯主	きであって加入者との続柄が明訂	己されたものに限ります)
2 加入者及び配偶者の年間収入を確認 できる書類 (①②のいずれか)			①勤務先の年収見込証明書 ②前年の源泉徴収票の写し (ただし、前年の勤務期間が1年 に満たないときは、年収見込証 明書に限ります)

事例2 子供を配偶者の扶養から加入者の扶養に変更したい

子について、配偶者の健康保険等の被扶養者として認定されているが、加入者の年収が配偶者よりも多くなる見込みである(又は多いことが判明した)ため、扶養替えをする場合の添付書類は次のとおりです。



【添付書類】

以音块】					
	学校法人等から扶養手当が支給される場合	学校法人等から扶養手当が 支給されない場合			
続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①子の戸籍抄本(又は謄本) ②子の住民票(加入者が世帯主であって加入者との	続柄が明記されたものに限ります)			
加入者及び配偶者の年間収入を確認できる書類 (①②のいずれか)		①勤務先の年収見込証明書 ②前年の源泉徴収票の写し (ただし、前年の勤務期間が1年に満た ないときは、年収見込証明書に限ります)			
(1)子が18歳未満の場合	原則として添付書類は必要ありません。 ただし、子に収入がある場合は、(3)の書類が必要です。				
(2)子が18歳以上で学生の場合 (①②のいずれか)	①在学証明書 ②有効期限の記載のある学生証の写し (ただし、夜間部・通信教育課程・大学院に在籍している場合は(3)に限ります)				
(3)子が18歳以上で学生でない場合	①非課税証明書 ②勤務先の年収見込証明書及び社会保険未加入の証明書(原本)等				
(4)被扶養者の要件を備えた日を確認する書類	①配偶者の健康保険制度の被扶養者を取り消しになったことが確認できる書類 ※被扶養者の要件を備えた日は被扶養者取消日となります。 ②国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証の写し ※被扶養者の要件を備えた日は申請のあった日(発信日)となります。				
	続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか) 加入者及び配偶者の年間収入を確認できる書類 (①②のいずれか) (1)子が18歳未満の場合 (2)子が18歳以上で学生の場合 (①②のいずれか) (3)子が18歳以上で学生でない場合 (4)被扶養者の要件を備えた日を確認す	学校法人等から扶養手当が支給される場合 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか) (①②のいずれか) (1)子が18歳未満の場合 (①②のいずれか) (1)子が18歳以上で学生の場合 (①②のいずれか) (2)子が18歳以上で学生の場合 (①②のいずれか) (3)子が18歳以上で学生でない場合 (3)子が18歳以上で学生でない場合 (3)子が18歳以上で学生でない場合 (4)被扶養者の要件を備えた日を確認する書類 (4)被扶養者の要件を備えた日を確認する書類 (5) のに関する書類 (6) のは、10 のに対しにない。 (3) のは大き者を取り消しにない。 (4) がは、10 のに対し、 (4) を持続者の要件を備えた日を確認する書類 (4) を持続者の要件を備えた日を確認する書類 (5) のに関する書類 (6) のに対している場合は、10 にはないません。 (5) のは、10 にはないません。 (6) では、10 にはないません。 (7) では、10 にはないません。 (1) では、10 にはないません。 (2) では、10 にはないません。 (4) では、10 にはないません。 (4) では、10 にはないません。 (4) では、10 にはないません。 (5) では、10 にはないません。 (6) ではないません。			

被扶養者認定申請 一ポイントと事例①-

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している配偶者や子などの家族についても、病気や ケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請は難しく、必要な添付書類が分からないという声を聞きます。そこで、今月号から3回 にわたり、被扶養者の認定申請に必要な書類について、具体的な事例を挙げて説明します。

※次回は、11月号に掲載を予定しています。

1 被扶養者になれる人とは

(1) 加入者と別世帯でも認められる人

配偶者(届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます)、子、父母、孫、祖父母、弟妹

(2) 加入者と同一の世帯に属さなければ認められない人

上記(1)以外の三親等内の親族、加入者の配偶者で届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父 母・子、当該配偶者の死亡後における父母・子

2 主として加入者の収入によって生計を維持する人とは

共済制度の組合員又は加入者もしくは健康保険(国民健康保険を除きます)及び船員保険の被保険者ではなく加入者 が扶養している人であって、恒常的な収入が年間130万円未満の所得である人をいいます。

また、障害を事由とする公的年金等を受けているとき又は60歳以上で公的年金等を受けているときは、恒常的な収入 が年間180万円未満の所得である人をいいます。

3 恒常的な収入とは

次の(1)(2)のような継続して得られるもの(又はその予定のもの)をいい、所得金額の算定は課税上の所得金額の計算 とは異なります。

(1) 総収入金額で取り扱うもの

恩給・公的年金・個人年金・給与・傷病手当金・失業給付金など

(2) 経費の実額を控除した後の所得金額で取り扱うもの

事業収入・不動産収入など

※2つ以上の種類の所得がある場合は、合算した金額を恒常的な収入とします。

4 被扶養者の要件を備えた日とは

上記の11・2の条件を満たした日をいいます。

【被扶養者の要件を備えた日の例】

加入者の私学共済制度への加入日、婚姻日、退職日の翌日、収入減となった日、出生日など

5 被扶養者の要件を備えた日から30日以内に申請

被扶養者の認定申請は、被扶養者としての要件を備えた日から30日以内に提出することにより、要件を備えた日に さかのぼって認定します。

ただし、要件を備えた日から30日を過ぎて申請があったときは、申請のあった日(発信日)からの認定となり、要件 を備えた日にさかのぼって認定はされません。

保険診療等の給付を受けるうえで、いつから認定されるかは重要なことですので、注意してください。

6 認定には要件を確認する書類が必要

被扶養者の要件を備えていることを確認するため、「被扶養者認定申請書」には戸籍等の書類を添付してください。

◎「被扶養者認定申請書」は複写式のため、私学共済ホームページからダウンロードできません。 用紙は共済事業本部又は各ガーデンパレス(東京・京都を除きます)共済業務課へ請求してください。

私学事業団ホームページ http://www.shigaku.go.jp/

─助成業務 http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm —共済業務 http://www.shigakukyosai.jp/(私学共済ホームページ)



共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島1-7-5 **203 (3813) 5321 (代表)**

で照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

標準給与基礎届書の提出はお済みですか

平成25年の「標準給与基礎届書」が未提出の場合は、 至急提出してください。 【資格課】

短期給付金等の受け取り及び 掛金等の納付方法(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等**は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払 込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落とし ができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減にもつながりますのでご協力をお願いします。 【経理第二課】

貸付けの申し込み締め切り日に ご注意ください

9月24日送金の申し込み締め切り日は**8月30日(金)**となります。通常の締め切り日(毎月月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますので、注意してください。

【貸付課】

平成25年度 都道府県事務委嘱者 並びに事務担当者協議会を開催しました

7月18日(木)、京都ガーデンパレスにおいて、文部 科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しま した。

【平成25年度議題】

- (1) 私学事業団(共済事業)の現況及び事業計画の概要 について
- (2) 都道府県補助金について
- (3) 事務委嘱規程について
- (4) 被用者年金制度の一元化について
- (5) 私学事業団 (共済事業) からの業務連絡等について
- (6) 東日本大震災の対応等について
- (7) その他

【総務課】

加入者向広報「レター」9月号、 「共済だより」第47号等の送付

加入者向広報「レター」9月号等を8月下旬から学校 法人等あてに送付します。送付部数は7月末現在の加入 者数となりますので、不足の場合は広報班まで連絡して ください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として「レター」に同封します。なお、年金者あてには9月中旬に送付します。 【広報班】

マイナンバー法が公布されました

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び関係法律(いわゆる「マイナンバー法」)が、平成25年5月31日に公布されました。

現在、内閣府を中心としてマイナンバー法施行に向けた 関係省庁会議が開催されるなど、準備が進められています。 マイナンバー法に関する概要については、内閣官房の ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

内閣官房社会保障·税番号制度

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

【企画室】



月の共済業務スケジュール



貸付 送金
貸付 7月分定期償還期限
貯金 払込期限(必着)
(賃付) 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
貯金 送金
貸付 送金
貯金 払戻・解約請求締め切り
積立共済年金)脱退申出等締め切り
掛金 7月分掛金口座振替(自振校のみ)
貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
貸付 9月24日送金申し込み締め切り



月の共済業務スケジュール



・ノロ(ロ)	掛金 7月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 8月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	(賃付) 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

「月報私学」特集記事

「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

「月報私学」では、標記の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿してくださる方、又は執筆者をご紹介してくださる方をお待ちしております。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ ▶「刊行物」▶「特集記事募集について」をご覧ください。また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記

事のアーカイブ」としてまとめて掲載していますので、そちらもご参考にしてください。 みなさまからのご応募お待ちしております。

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12 日本私立学校振興・共済事業団 企画室 ☎03(3230)7810・7811 Eメール kikaku@shigaku.go.jp



過去の掲載記事

5月号 (VOL.185) 学校法人 トヨタ学園 「次代を担う実践的で国際的なエンジニアの育成で魅

力創り」 6月号 (VOL.186) 学校法人 関西大学 「思考力育成を一貫教育の柱に」

7月号 (VOL.187) 学校法人 大正大学 「『繋がり』をテーマとした地域共創まちづくり事業で 魅力創り |



私学振興事業本部

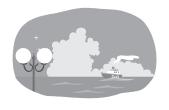
〒102-8145 千代田区富士見1-10-12 **☎03 (3230) 1321 (代表**)

平成24年度版「今日の私学財政」を 送付しました

平成24年度学校法人基礎調査、学校法人等基礎調査にご協力いただいた該当する部門を設置する学校法人等を対象に、平成24年度版「今日の私学財政」(幼稚園・特別支援学校編、専修学校・各種学校編)を7月中旬に送付しました。

今後の学校経営の中で財務分析や財政運営の参考としてご活用ください。

私学経営情報センター 私学情報室 ☎03 (3230) 7840~7843・7850 Eメール k-chousa@shigaku.go.ip



助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成25年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、 契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付し ます「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定 期日までに**私学事業団指定口座にご入金**ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してく ださい。

- ①「貸付金返済期日のご案内(払込依頼書)」を使用し、 「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振 込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力 して、振り込みを行ってください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。 特に9月は約定償還月にあたります。お忘れのないようご注意ください。

融資部 融資課 ☎03 (3230) 7869~7871 Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。 http://www.shigakukyosai.jp/

大阪ガーデンパレスで「同窓会」はいかがですか

懐かしい仲間が集まり心の弾む集い、心ゆくまでゆっくりと旧交を温める「同窓会」 大阪ガーデンパレスでは、「同窓会」専用プランをご用意しました。

- 「**同窓会プラン**」(20名様以上・ご利用時間:2時間)-

Aプラン (1名様) 6,000円: 立食ブッフェ・着席卓盛ブッフェからお選びください。 **Bプラン (1名様)** 7,000円:和食会席・洋食コースからお選びください。

両プランとも、フリードリンク(ビール・ウイスキー・焼酎・ジュース・ウーロン茶)の料金を含みます。

特典 ★

- ・加入者のご利用は、上記料金から10%の割引がございます。
- ・ご出席者の宿泊は、幹事様とりまとめで加入者料金とさせていただき
- ・ポータブルステージ、通信カラオケ、パソコン対応プロジェクター スクリーンの無料貸し出し
- · 紙看板無料作成
- ・デジカメにて集合写真撮影。同窓会終了時にCD-R(1枚)プレゼント
- ・案内状作成(往復ハガキ代、印刷、宛名書きを含みます)は1枚210 円で承ります。

お問い合わせ・お申し込みは、宴会予約係 ☎06(6396)6212(直通)まで

宿泊のご利用もお待ちしております。

「とくとくプラン」1泊2食(1名様)8,000円 詳しくはフロント課まで





ブッフェ (イメージ)

新大阪駅から無料シャ トルバスをご利用いた だけます。

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT 大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211

(JR「新大阪」駅北口から徒歩10分。地下鉄「新大阪」駅②号出入口から無料送迎バスを運行) http://www.hotelgp-osaka.com

融資事業のご案内

平成25年度融資のご相談、お待ちしています!

■融資金利表(平成25年8月1日現在)

	返済期間			
融資費目	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)	
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊 戯室等の建築事業等並びに校 (園)地の買収事業等	^{年%} 1.5	0.9	^{年%} 0.7	
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミ ナーハウス等の建築事業並び に当該施設建築のための土地 買収事業等	1.6	1.0	_	
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専 修学校が対象			5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6	
【教育環境整備費】 大型設備·情報技術整備等		0.9		

校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・ 元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感 のある」本事業団資金のご利用を検討され てはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、現在 受付中です。

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867 Eメール yushi@shigaku.go.jp